# 通所リハビリテーションサービス重要事項説明書

令和6年8月1日改定

この「重要事項説明書」は、「高槻市介護保険法に基づく事業及び施設に関する基準を定める条例(令和3年高槻市条例第42号)に定める指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(第4・5条)に基づき、通所リハビリテーションサービス提供契約締結に際して、事業者が予め説明しなければならない内容を記したものです。

## 1. 通所リハビリテーションを提供する事業者について

事業者名称	医療法人 健和会
代表者氏名	理事長 徳本 光昭
所在地	高槻市登町33番1号
連絡先	072-673-7722

#### 2. ご利用者へのサービスを担当する事業所について

## (1) 事業所の所在地等

事業所名称	介護老人保健施設ふれあい
介護保険 指定事業者番号	大阪府指定 第 2750980050 号
事業所所在地	高槻市登町33番2号
連絡先	072-676-2011
相談担当者名	支援相談員
事業所の通常の 事業実施地域	高槻市・茨木市

# (2) 事業の目的および運営方針

事業の目的	通所リハビリテーションサービスの適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の医師、看護職員、介護職員、栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、支援相談員、介護支援専門員が、要介護状態の利用者に対し、適切な通所リハビリテーションサービスを提供することを目的とする。高齢者の自立を支援し、その家庭への復帰をめざすとともに、高齢者の生活と福祉の向上と施設の発展をめざす。
運営方針	① 利用者が要介護状態になった場合においても、心身の 状況、病状を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅に おいて、その有する能力に応じ自立した日常生活が営む ことができるよう、看護、医学的管理の下における介護 及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話

- を行うことにより、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的および精神的負担の軽減を図るものとする。
- ② 事業に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

#### (3) サービス提供可能な日と時間帯

営業日	月曜日から土曜日まで(12月31日~1月2日は休日)
営業時間	午前8時30分~午後5時30分

## (4) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日まで(12月30日~1月3日は休日)
営業時間	午前8時30分から午後4時30分

#### (5) 事業所の定員

定 員   1日 60名
--------------

#### (6) 事業所の職員体制

事業所の管理者 徳本 光昭

従業員の職種	定数	員 数	職務内容
			医師は利用者の心身の状態の把握に努め、心理
医師	1人	1人以上	面に配慮して、適切な説明を行い、また必要な
			検査、投薬、処置等を行う。
看護職員	1人	1人以上	看護職員は、医師ならびに上長の命を受け利用
有喪嘅貝	一人	一人以上	者の保健衛生並びに看護業務を行う。
) 介護職員	6人	6人以上	介護職員は、医師並びに上長の命を受け利用者
<b>月</b>	0 人	6 人以上	の日常全般にわたる介護業務を行う。
理学療法士			理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、医
作業療法士	3人	5人以上	師並びに上長の命を受け利用者などに対するリ
言語聴覚士	(0.6人)		ハビリテーション業務を行う。

※従業員の員数については、変更することもあります。

### 3. 提供するサービスの内容

# (1) サービス内容

( )	
	サービスの内容
1.	通所リハビリテーションサービス計画の作成
2.	必要な医療、看護、介護による療養上の世話
3.	療養上必要な事項についての指導及び説明
4.	相談、援助
5.	食事

- 6. 機能訓練、レクリエーション等
- 7. 入浴
- 8. 送迎
- 9. リハビリ職員による訪問指導

# (2) 通所リハビリテーションサービスの基本料金

① 基本利用料(要介護認定による要介護の程度および利用時間によって利用料が異なります。以下は、1日当たりの自己負担分です)

## 【1時間以上2時間未満】

	利用料			
	1割	2割	3割	
要介護 1	394 円	787 円	1, 180 円	
要介護 2	425 円	849 円	1, 273 円	
要介護3	458 円	915 円	1,372円	
要介護4	489 円	977 円	1,465円	
要介護 5	524 円	1,047円	1,571円	

# 【5時間以上6時間未満】

	利用料			
	1割	2割	3割	
要介護 1	663 円	1, 326 円	1, 989 円	
要介護 2	787 円	1,574円	2, 361 円	
要介護3	909 円	1,817円	2, 725 円	
要介護 4	1,053円	2, 105 円	3, 157 円	
要介護 5	1, 194 円	2, 388 円	3, 582 円	

# 【7時間以上8時間未満】

	利用料			
	1割	2割	3割	
要介護 1	813 円	1,625円	2, 437 円	
要介護2	963 円	1, 925 円	2,888円	
要介護3	1, 115 円	2, 230 円	3, 345 円	
要介護4	1, 296 円	2, 591 円	3,886円	
要介護 5	1, 470 円	2, 940 円	4, 410 円	

# (3) 加算の料金

加算項目		料金			<b>第中</b> 亚 (4)		
		1割	2割	3割		算定要件	
理学療法士等	F体制強化加算	32 円	64 円	96 円	1日に つき	理学療法士、作業療法士等を専従か つ常勤で2名以上配置している場合 に加算されます。	
リハビリテ ーション提	5時間以上6時間 未満	22 円	43 円	64 円	1回に	理学療法士、作業療法士等の合計 が、厚生労働大臣の基準に適合して	
供体制加算	7 時間以上	30 円	60 円	90円	つき	いる場合に加算されます。	
入浴介助加第	I (I)	43 円	86 円	128 円	1日に つき	入浴介助を行った場合に加算されま す。	
リハビリテーションマ	同意日の属する 月から6月以内	633 円	1, 265 円	1,897円		医師、理学療法士、作業療法士等 共同して通所リハビリテーション	
ネジメント加算	同意日の属する 月から6月超	291 円	582 円	873 円	1月に つき	画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて計画の見直し等を行った 場合に加算されます。	

±= <i>/</i> #=∓ □	料金				<b>佐</b> 白亜 <i>ル</i>
加算項目	1割	2割	3割		· 算定要件
短期集中個別リハビリテーショ ン実施加算	118円	235 円	352 円	1日に つき	理学療法士、作業療法士等が、退院・退所または認定日から起算して3月以内の期間に、個別リハビリテーションを集中的に実施した場合に加算されます。
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(I)	256 円	512円	768 円	1日に つき	理学療法士、作業療法士等が、退院・退所または通所開始日から起算して3月以内の期間に、リハビリテーションを集中的に実施した場合に加算されます。
口腔機能向上加算(I)	160 円	320 円	480 円	月2回限度	ロ腔機能が低下している等の利用者 に対し、個別的に実施される計画を 作成し、評価、見直し等口腔機能向 上サービスを行った場合に加算され ます。
中重度者ケア体制加算	22 円	43 円	64 円	1日に つき	利用者数の総数のうち、要介護状態 区分が要介護3、要介護4又は要介 護5の占める割合が30%以上の場 合に加算されます。
移行支援加算	13 円	26 円	39 円	1日に つき	厚生労働大臣が定める基準に適合 し、リハビリテーションを行い利用 者の通所介護事業所等への移行を支 援した場合に加算されます。
重度療養管理加算	107 円	214 円	320 円	1日に つき	要介護3、要介護4又は要介護5で計画的な医学的管理を継続して行い、療養上必要な処置を行った場合に加算されます。
サービス提供体制強化加算(I)	24 円	47 円	71 円	1回に つき	介護職員の総数のうち、勤続年数 1 0年以上の介護福祉士の占める割合 が25%以上の場合に加算されま す。
送迎減算	-51 円	-101 円	-151 円	片道に つき	送迎を行わなかった場合に減算され ます。
退院時共同指導加算	640 円	1, 280 円	1, 919 円	1回に つき	病院又は診療所に入院中の利用者が 退院にあたり、医師又は理学療法士 等が退院前カンファレンスに参加 し、退院時共同指導を行った場合に 加算されます。
介護職員等処遇改善加算(I)			所定単	位数の8.6%相当が加算されます。	

# (4) その他の費用

食材料費	教養娯楽費
740円	100円
(非課税)	(非課税)

※その他の自費負担つきましては、契約書・料金表をご参考ください。

# 4. 利用料、その他の費用の請求および支払い方法について

	ア	利用料、そ	その他の費用は利用者負担のあるサービ
① 利用料、その他の		ス提供ごとに	こ計算し、利用のあった月の合計金額に
費用の請求		より請求いた	<b>こします。</b>
	1	請求書は、	利用明細を記載し利用のあった月の翌

	月15日までにお渡しいたします。ただし、請求額 のない月はお渡しいたしません。
② 利用料、その他の 費用の支払い	ア 請求月の月末までに、下記のいずれかの方法によりお支払いください。 (1)利用者指定口座からの自動振替 (2)事業者指定口座への振込み (3)現金支払い イ お支払いを確認しましたら、必ず領収書をお渡ししますので、必ず保管をお願いします。
③ 利用料の変更手続き	施設が定める利用料について、経済状況の著しい変化やその他やむを得ない事由がある場合、利用者に対して変更を行う日の1ヶ月前までに説明を行い、 当該利用月を相当額に変更します。

# 5. お休みなどをされる場合の相談窓口について

利用者の事情により、お休みな	住所	高槻市登町33番2号
どをされる場合は、右記の窓口	支援相談員	
までご連絡ください。	電話番号	072-676-2011

#### 6. 秘密の保持及び情報提供と個人情報の保護について

6. 機能の保持及の情報促供と個人情報の保護について				
	当事業者及び事業者の雇用する者は、サービス提供を			
	する上で知り得た利用者等に関する秘密を正当な理由な			
① 利用者等に関する	く、第三者に漏らしません。			
秘密の保持	この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続			
及び情報提供につ	します。			
いて	但し、例外として			
	1. 適切な病院もしくは診療所又は介護老人福祉施設等の			
	紹介の場合			
	2. 居宅介護支援事業所の紹介			
	3 . その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の			
	紹介について、利用者がサービスの提供を受けるため			
	に必要な限度で情報提供を行うことします。			
	事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、			
	サービス担当者会議において、利用者等の個人情報を用			
② 個人情報の保護に	いません。			
ついて	事業者は、利用者等に関する個人情報が含まれる記録			
	物については、管理者の注意をもって管理し、また処分			
	の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。			

#### 〈肖像権について〉

当施設の、ホームページ・パンフレット・施設内外での研修、発表・掲示物・ 広報誌などにおいて、ご利用者様の映像・写真を使用させていただきたい場合が ございます。使用につきまして以下のいずれかに〇をご記入ください。

# 同意する 同意しない

- 7. 身体拘束の原則禁止について
  - 1 施設は、原則として当該利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護 するため、やむを得ない場合を除き身体的拘束その他利用者の行動を制限す る行為を行いません。
  - 2 施設は、前項の身体拘束を行う場合には、次の手続きにより行います。
    - (1) 家族または利用者に説明し、その他方法がなかったか改善方法を常に 検討します。
    - (2) 身体拘束にかかる態様及び時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得なかった理由を記録します。
    - (3) 身体拘束防止委員会を設置し、検討を重ねます。
    - (4) 職員に対する身体拘束防止を啓発・普及するための研修を実施します。
- 8. 虐待防止について
  - 1 施設は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講じます。
    - (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。 虐待防止に関する責任者 介護長 市丸 直樹
    - (2) 虐待防止委員会を設置し、検討を重ねます。
    - (3) 職員に対する虐待を防止するための研修を実施します。
    - (4) 利用者及び家族からの虐待に関する苦情処理体制を整備します。
  - 2 施設は、サービス提供中に当該施設または家族による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。
- 9. 緊急時の対応方法について

サービス提供中に利用者に、緊急の事態が発生した場合、利用者の主治医に ご連絡するとともに、予め指定する連絡先にも連絡をします。緊急の場合 は、協力医療機関への搬送をさせていただきます。

主	利用者の主治医	
治	所属医療機関名称	
医	所在地及び電話番号	
家	緊急連絡先の家族等	
族 等	住所及び電話番号	

	医療機関の名称	医療法人健和会 うえだ下田部病院
協	院長名	閔 庚燁
カ     <sub>医</sub>   所在地及び電話番号	<b>能力地及び電話来</b> 早	高槻市登町33番1号
	別位地及い电前留う	072-673-7722
療	│ │診療科	内科、外科、整形外科、脳神経外科、
機関		リハビリテーション科、リウマチ科
	救急指定の有無	有

#### 10. サービス提供に関する相談、苦情について

【事業者の窓口】	所在地	高槻市登町33番2号
医療法人 健和会	電話番号	072-676-2011
介護老人保健施設	ファックス番 <del>号</del>	072-676-2030
ふれあい	受付時間	午前8時30分より午後4時30分
いちまるなおき くろきさなえ (市丸直樹・黒木早苗)		
【市町村の窓口】	所在地	高槻市桃園町2番1号
高槻市役所	電話番号	072-674-7166
長寿介護課	ファックス番号	072-674-5135
	受付時間	午前8時45分より午後5時15分
【市町村の窓口】	所在地	高槻市桃園町2番1号
高槻市役所	電話番号	072-674-7821
福祉指導課	ファックス番号	072-674-7820
	受付時間	午前8時45分より午後5時15分
【公的団体の窓口】	所在地	大阪市中央区常磐町1丁目3番8号
大阪府国民健康保険		中央大通FNビル内
団体連合会	電話番号	06-6949-5418
	受付時間	午前9時より午後5時

#### 11. 非常災害対策

- 1 施設管理者は、自然災害、火災、その他の防災対策について、計画的な防 災訓練と設備改善を図り、利用者の安全に対して万全を期します。
- 2 前項の実施について少なくとも年2回以上の避難訓練を行います。うち1 回は夜間又は夜間想定とします。

#### 12. 事故発生の防止及び発生時の対応

- 1 施設は、事故の発生またはその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じます。
  - (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生防止のための指針を整備します。
  - (2) 事故が発生した場合またはそれに至る危険性がある事態が生じた場合、当該事実が報告され、その分析に通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備します。

- (3) 事故発生防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行います。
- (4) 事故発生または再発防止に関する担当者を選定しています。

担当者 介護長 市丸 直樹 (リスクマネジャー)

- 2 施設は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速 やかに市町村、利用者の家族、その他関係機関に連絡を行うとともに必要な 措置を講じます。
- 3 施設は、前項の状況及び事故に際して採った処置を記録します。
- 4 施設は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した 場合は、損害賠償を速やかに行います。